

なんば広場の運営に関する主なルール（案）

広場管理運営者

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会

2023年10月13日時点

広場で実施する企画

広場で実施される企画は、次のいずれかに適合する企画内容とし、地域活性化・地域環境保全活動に繋がるものとする。

- ①なんば・大阪・関西エリアの魅力を発信する企画
- ②なんばエリアのブランド価値を向上させる企画
- ③新しい文化・プレイヤーを創出する企画
- ④エリア全体の回遊性を向上し、経済効果をもたらす企画
- ⑤地域環境保全活動に還元するための財政面で寄与する企画
- ⑥その他、公共性・公益性があり、広場管理運営者が認めた企画

下記の用途で広場を利用することは禁止とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
- ③政治的用途。ただし、公職選挙法の規定に基づきすることができる選挙運動のためにするもの及び選挙運動期間中における政治活動として行うものを除く。
- ④宗教的用途
- ⑤地域住民等の生活を著しく脅かすような活動
- ⑥悪臭、騒音、粉塵、振動及び土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途
- ⑦入場料制のイベント等、広場内に特定の人だけが入場可能とする企画

維持管理協力金

<料金の区分>

区域	使用面積	実施日	単位	企画実施日(税別)	設営・撤去日(税別)
広場	全面	平日	1日につき	80万円	40万円
		休日		120万円	80万円
	半面	平日	1日につき	70万円	35万円
		休日		84万円	42万円